

『乾象通鑑』 初探

田 中 良 明

緒言

前稿⁽¹⁾に於いて、北宋楊惟德等撰『乾象新書』の兩系統のテキストを調査する際に、『乾象通鑑』との異同に觸れた。この『乾象通鑑』とは如何なる書物であるか。本稿はその内容的理解の前に、該書が世に現れる南宋の初年に於ける天文書を巡る環境や政治的狀況が、『乾象通鑑』の出來に關し如何なる影響を持ち得たかについて、一考を提示するものである。

一、天水朝南遷

115 『乾象通鑑』は、『玉海』卷三に「紹興乾象通鑑」の一條が設けられ、そこに記されるように、南宋の紹興元年に

世に現れるが、『中興會要』や『建炎以來繫年要錄』に據れば、既に建炎四年六月に、上書の命が下されている（後述）。南遷後からここに至るまで、實に四年前後の短期間であるが、その間に於いて、天文占書や、それを扱う王朝内の官吏はどのような状態にあつたのか。本節では先ず、『乾象通鑑』出來直前の、それら政治的狀況について確認しておきたい。

天水朝の南遷を、建炎元年五月朔の高宗登極及び建炎への改元に始まると考えるのならば、そのわずか五日後に、高宗建炎元年五月六日、詔す、「今後如し太陽・太陰・五星の纏度凌犯し、或いは泛に非ざる星雲氣候等有らば、主る所の休咎災福は、太史局・翰林天文局をして經書に依り實に具さに奏聞せしめよ。如し敢へて隱蔽すれば、當に軍法に従ふべし。」と。

との詔勅が下されている。固より南遷は計畫的なものではなく、靖康元年以來翌二年四月にかけての、金軍による京師の陥落と百僚を伴う二帝の北行により、同五月の高宗登極に至るのであり、正しく危急存亡の秋、國家の休咎災福の占驗を扱う太史局と翰林天文局にこうした勅が下されるのは、當然の成り行きであろう。それは次いで翌年の二月にも、

二年二月二日、天文局・太史局に詔し、「今より後、御前に奏報するを除くの外、^{けつ}並して諸處に報するを許さず。」^(四)

との詔勅が下され、前詔に命じた「奏聞」内容の他聞を禁ずることからも、その深刻さが窺える。

これに類した詔勅は北宋期にも見ることができ、太宗朝に、

太宗雍熙中、詔す、「司天監の占候は經に依り吉凶を具せよ。隱情不言は、必ず劾するに擧を以てせん。」と。^(四)

と見えるのは、登極後十年ほど経過したとはいえ、なお燕雲十六州は恢復されず、雍熙三年には北伐も行われており、そうした時局に關わるものであろう。また、神宗朝に、

熙寧三年十二月、詔す、「司天監は占候有る毎に、須く經に依り吉凶を具し以聞すべし。如し隱情して善惡を言さず、人の駁難する有り、朝廷を蒙昧せば、判監已下竝びに罪を効して以聞せよ。」と。^(五)

と見えるのは、王安石を用いたいわゆる「變法」が始まった直後のことであり、欽宗朝に、

靖康元年七月十七日、太史局に詔し、「今より後、諸處の勾喚に應じ、并びに事を天文の文字等に取り索むれば、先づ具さに奏聞し、旨を聽きて前去せよ。」と。

と有るのは、金との講和も儘ならぬ時期であり、同年の末に、

閏十一月二十一日、詔す、「天文局・翰林天文官の係屬は、應に御前に天文休咎を奉ずべきの人なれば、竝びに諸官司の踏逐・指名抽差するを許さず。常制・特旨等に拘らず許差指揮するに到るを被るものと雖も、竝して發遣せざれ。太史局も同じ。」と。^(六)

と有るのは、前月より續く金軍との京城の攻防に當たり、欽宗は始めて正殿を避けて金軍に講和を請うた後、金軍の攻城はなおも止まず、范瓊が千人を率いて打って出たが、その半數が水没し、城中の士氣が益々挫かれた、その日のことであり、京師陥落の四日前のことである。^(七)

これらの北宋期に於ける司天監・太史局に對する詔勅は、いづれも詔の下された時期から考えるに、國家の大事・存亡に關わる政治狀況が反映されたものであり、先掲の高宗の兩詔にも、國家の再興に直面し、太史局と翰林天文局の星占を重視していた、乃至は、決して輕んじてはいなかった實情を見ることができよう。

しかし、南遷から數歳も經ず、本來その官に在った者は北行に隨つてゐると考えるべきであらうから、人材の不備は免れ得なかつた。高宗登極より一年餘が過ぎた建炎二年六月、

六月二十六日、詔す、「翰林院天文局の瞻望學生、見闕頗る多し。太史局等の處に於いて逐急に指名抽差し、見闕を補填す可し。局に到れば條に依り合に例物を得べく、行在左藏庫等の處に令して一日に限りて支給せしめよ。所有局を逐ひて已に窠闕に取るは、太史局の額外に卻けし人の内に仰り補填を踏逐し、回鑿の日を候ち舊に依り試補せよ。」と。

と見えるが、翰林院天文局の人材の不足を、太史局の人員が補う事態になつてゐる。抑も翰林院天文局は、

國朝 天文院を禁中に置き、漏刻・觀天臺・銅渾儀を設くるは、皆司天監の如くし、司天監と互いに相檢察せしむ。毎夜、天文院は謫の雲物祺祥に見はるること有る無し、及び當夜の星次を具し、須く皇城の門未だ發かざる前に於いて禁中に到らしむべし。門發きし後、司天の占狀方に到り、兩司の奏狀を以て對勘し、以て虚偽を防ぐ。

と有るように、司天監（元豐改制後の太史局）の奏上を相互に補うべき役割を有していたが、南遷直後に在つては、その人員の不足を太史局から一方的に補われるという、本末轉倒の様相を露呈するのである。翰林院天文局は、この建炎二年六月の詔勅も虚しく、一年と經ぬ内に、

（三年）四月十三日、翰林天文局に詔し、太史局に併せ歸せしむ。

と、太史局に併合されてゐる。

但し、翰林天文局を併合した太史局すら、既に人材の不足を憂慮すべき狀況であつたと考えられる。翰林天文局

併合の翌月に、

五月十四日、太史局天文官吳師顔・郭中泰・呂璨に詔し、「今より後、將に學生を帶し中に内り止宿せんとするを許し、祇だ天象を宣問するに備へしめよ。」と。^(十三)

と見えるのは、太史局へ學生の早期教育を促すものではなからうか。

また、不足が見られたのは人員のみではない。翰林天文局の廢止より一月前に、

三年三月二日、詔す、「『紀元曆經』等の文字、人戸の收到し並びに習學せし家の如きは、特に放罪を與へ、行在太史局に赴き送納せしめよ。當に優與推恩を議すべし。」と。行在太史局言せり、「合に『紀元曆經本立成』二冊、『宣明曆經本立成』二冊、『崇天曆經本立成』二冊、『太衍曆經本立成』二冊、『大宋天文書』並びに目錄一十六冊、『景祐乾象占』三十冊、『乙巳占』一十冊、『乙巳略例』一十二冊、『古今通占』三十冊・圖一本、『壬遁甲太乙』一十三冊、『天文總論』一十二冊、『握掌占』一十冊、『風角集』二冊、『地理新書』一十冊、『四季萬年曆』四冊、編造下の來年庚戌の歲兵民に頒賜せんとする『庶曆本草降』六冊、『運氣纂』一冊、『洪範政鑒』一十三冊、『祥累』三冊を要むべし。」と。故に是の命有り。^(十三)

と有るのは、天文・曆・六壬に關わる諸書が、南遷後の太史局に具備されていなかった事實を示すものである。これは、こと天文に關して言えば、建炎元年五月六日の詔に於いて太史局・翰林天文局に對し、「經書に依り實に具さに奏聞せしめよ」と命じられていたその「經書」が、この兩歲の間、實は太史局に完備されていなかったという實態、つまりは、太史局がその職務を完くは遂行できていなかったという事實が露見したに等しいが、これに對して何らかの懲罰が行われた形跡は見られない。固より一朝南遷に際して、京師に在りし日と同様の人的・物的環境

が整う譯もなく、歴朝の國史・實錄すら具備せぬ行在に於いて、一官署がその職務遂行に必要な書籍を完備してい
なかつたことには何らの不思議も無い。十五

寧ろ、各朝の實録や會要・國史の類が獻進されるのは紹興改元以降のことであり、それにやや遅れて各官署から
闕書の報告と求書の請願が奏上されていることに比較すれば、太史局の報告は、大分早い方である。それだけに、
太史局の上言に見られる書目が、彼等の職務遂行のために必要不可欠な書籍であつたことは想像に難くなからう。
またそれは同時に、高宗登極直後の建炎元年五月六日の詔以來、太史局がその職責を果たすべく活動を行つてきた
事實を示すものであり、たとえ闕書の確認に二年の歳月を費やそうとも、その上言を受けた高宗が、この手の學問
の私習の禁に「特に放罪を與へ」てでも求書を行わんと詔を下したことは、建炎元年五月六日の詔自體が、決して
虚言でなかつたことを示すものとならう。

この求書の詔の後、先掲の四月十三日と五月十四日の詔を除いては、太史局の動向が窺える資料は乏しいが、こ
の後、建炎四年六月に『乾象通鑑』上書の命が下されるまでに、上述の詔勅を下し続けた主體である、高宗本人の
天文(占)觀を窺わせる資料が二件有る。一つは、建炎三年閏八月二十六日に、

壬寅、上浙西に幸す。初め太白前星を犯し、次いで明堂に逼ること纔かに一舍のみ。上心に甚だ懼る。是に
至りて稍かに北し、黃道に復歸す。上宰執に語りて曰く、「天の君を愛するは、猶を父の子に於けるがごとし。

其の過を見れば、之を告戒し、懼れて改むるに及べば、則ち益々之を愛す。」と。王綸曰く、「今夜必ずや益々
遠ざからんと。」既にして果して然り。十五

と見られるものであるが、「初め太白前星を犯し」と有るのは、『宋史』卷五十五、天文志八、五緯犯列舍、太白に、

〔建炎三年〕閏八月丙戌、犯心前星。」と見えるものであろう。爾來十五日餘、太白がいつ明堂（心宿の大星）を犯すかと危懼されていた所、遂に北行して黃道を順行したという天象に對し、高宗の語る所は漢代以來の一般的な災異説や天人相關説の類であり、特に珍しいものでもなく、一天子としても當然の考え方であるが、肝心なのはここに、彼が天人の際に在る關係性を自覺し得るだけの體驗をしているということである。

また、もう一つは、翌建炎四年五月に、

四年五月十二日、輔臣に謂ひて曰く、「白氣の紫微に起る有り。因りて晉の天文志を誦すに、占驗の狀、當に應天の實を思ふべし。」千七と。

と有り、これは『宋史』の高宗本紀や天文志にも確認し得る天象についての記述であるが、また『建炎以來繫年要錄』には、殿中侍御史沈與求の上言として、

〔五月壬子〕夜、赤雲天に亘る有り、其の中白氣之を貫き、北斗及び紫微を犯し、東南より散ず。殿中侍御史沈與求言す、「此れ天陛下を愛し、變を出し以て警を示すなり。……相を論ずるは、天子の職なり。願はくは意を屬する所の臣を以て、親ら宸翰を御し、天地に禱り、占ひて之を用ひんことを。仍ほ開寶の故事を擧行し、參知政事をして宰相の輪日に與らしめよ。」千九と。

と見れば、この一天象を契機として、高宗を政治的に誘導せんとした者がいたことが分かる。先掲の高宗の發言の「因りて晉の天文志を誦す」というのも、目前の白氣の意義などより、かかる政局と天象との關わりに於いて、興味を惹き、讀んだ、というのが妥當なところであろう。現に『晉書』天文志に見られる文言からは、この建炎四年五月の白氣を解釋し得る材料は探し出せない。高宗の言う「占驗の狀」とは、『晉書』天文志一書中に記された

占驗（史傳事驗）と見るべきであり、そこに記された歴代の天文變異とそれに對する占辭、そしてその後起きた人事との關聯を讀んでの感想が、「當に應天の實を思ふべし」なのである。

ここに至つて高宗は、一天子の理念上の責務である天や天文への考え方とは別に、一個人として、天人の際に在る關係性を自覺し得るだけの體驗と、知識經驗を得たのであるが、『乾象通鑑』上書の命は、この翌月に下される。

二、『乾象通鑑』の出來

前節に示したが如く、南遷後の行在には翰林天文局に人員の不足が見られ、太史局では天象を觀て占う際に依據すべき書籍も不足していた。又、時を同じくして高宗は、天の譴告に恐懼して太白が順行に復するのを體驗し、『晉書』天文志の載せる占驗を讀んで「應天の實」を思い知っていた。この太史局の實情と、高宗一個人の經驗は、高宗が一朝の天子であることから、決して不可分なものではなく、寧ろ積み重なった一つの原因として、『乾象通鑑』の出來を促すことになつたと考えられる。

『乾象通鑑』の撰者である李季の行跡は、後述の『建炎以來繫年要錄』に「河間府免解進士」と有り、南遷後は婺州に寓居していた以外、詳らかでないが、建炎元年六月に記されたとされる李季の「乾象通鑑を進むの疏」^(三七)に據れば、

臣の書生なるや、早に異人に遇ひ、密かに奥旨を傳へられ、研精窮思すること二十餘年、方に禁網嚴切、敢へて人に示さず。而るに天象の時變、臣已に十五年前に逆知らせり。嘗て微言を以て故丞相李邦彥・前北師王安中

に咨^{はか}るも、初めは以て然りと爲さず。中ほど略ぼ其の驗を推し、後に大いに之を信ずるも、而ち事已に及ばざるなり。

と、天文學を私習し、宣和年間の政界に在つた李邦彦・王安中と接觸している。これが後に、

臣謂ふに、此の術微妙、人知る能はず、已に然るを知るも、事實に濟る無し。是に於て經籍諸家の善に據り、古備已驗の變に考へ、復た『景祐新書』は海上の秘法なるを以て、參列して之を次第し、著して成書を爲すこと凡そ一百卷、之に目して『乾象通鑑』と曰ふ。

と、『乾象通鑑』の撰述を行つたのであるが、『景祐新書』を「海上の秘法」とし、「經籍諸家の善」「古備已驗の變」を、この『景祐新書』に「次第」させたと言及する點には注目しておきたい。前稿にも触れたが、後に清の孫星衍は、此の書の次序體例、之を玉海載す所の『景祐乾象新書』御製序に按ずるに、大概相同じ。『乾象新書』は楊維德等の撰する所と爲す。李季は蓋し増損し以て己の書と爲せしならん。(二十)

と、『玉海』卷三所引の『乾象新書』仁宗御製序に據つて『乾象新書』と『乾象通鑑』の類似性を指摘するが、正しく李季の上疏の内容とも一致している。(この『乾象新書』と『乾象通鑑』との繼承關係は、高宗も聊か念頭に置いたらしきことは後述する。)

李季は次いで『乾象通鑑』の、

開帙對目、而ち天の示す所、時の變ずる所、一として在らざるは無く、不勞の推測を將つて、而ち吉凶禍福の兆、昭然として觀る可し。然る後、徳を己に修め、變を天に禳へば、以て世祚を保ち、邦家を安んじ、太平を守る可く、實に聖朝に補すること有り。

と述べ、遂に、

臣是を以て千里を遠しとせず、犬豕鋒鏑の死を冒し、行在に前み赴きて之を獻ず。

とする。これを受けて高宗は翌建炎二年八月に御製序を著している（後述）が、この時上進された『乾象通鑑』の行方は知れない。というのも、李季の上疏や高宗の序を除く史料に據れば、『乾象通鑑』はこの後、建炎四年に再度上奏されているからである。

その一例は、前節の始めに擧げた『玉海』に引く『會要』と『建炎以來繫年要録』の文であり、

紹興乾象通鑑。紹興元年三月十八日、詔ありて、『乾象通鑑』と舊書と參用せしむ。是より先、御前に『乾象通鑑』一百卷を降され、太史局に付し、命じて經に依り訛舛を改正せしむ。『繫年録』に、「初め、河間府の進士李季、天文の諸書を集し、『乾象通鑑』と號す。建炎四年六月癸酉、婺州に命じ札を給し之を上らしめ、紹興元年三月甲寅、詔ありて、舊書と參用せしむ。天文官吳師彥等頗る其の訛謬を擿く。」と。(二十七)

と有るが、この『建炎以來繫年要録』の引用については、原文とやや差が有り、今見る所は、

初め、河間府免解進士李季、天文諸書を集し、『乾象通鑑』と號す。季は婺州に寓居し、貧にして達する能はざれば、乃ち本州に命じ札を給ひ之を上らしむ。既にして天文官吳師彥等頗る其の訛謬を摘す。詔して舊書と參用せしめ、遂に季を以て將仕郎と為す。(二十七)（去年六月癸酉、旨を得て札を給ふを以て、今之に併書す。）

に作っており、「去年六月癸酉」云々は自注であるが、「今之に併書す。」とあるように、『建炎以來繫年要録』の建炎四年六月の條にその文言は見られない。建炎四年六月癸酉の下命については、『中興會要』に、

高宗建炎四年六月二日、詔す、「婺州に令し、進士李季の處に於いて、獻ずる所の編次せし傳習の異書を取り

索めよ。見任官一員を選び、紙劄を官給し謄寫せしめよ。即令し官に委ねらるれば、李季と共に點對し、申送前來せよ。内、李季に日々食錢一貫を給ふ。」と。(二十四)

と詳しく見ることが出来る。つまり、建炎四年六月の詔によって紙札を給與して「謄寫」した上で、婺州より『乾象通鑑』を上奏せしめていたのである。これは、建炎元年六月の上疏に「之を獻ず」と見られるものと矛盾する。

しかし、太史局の闕書の實態が報告されるのは、建炎三年三月二日の詔の少し前のことであろうし、建炎元年六月の李季の上疏から、御製序が記された建炎二年八月の段階では、高宗にはまだ、この『乾象通鑑』を太史局に「參用せしむ」意圖は無かつたと考へるべきであろう。(二十五) 高宗御製序に、

朕藩邸に龍潛せしに、即ち捲越に遭ひ、濟州に泊り、兵を擧げ南下せり。有する所の内府の圖書、半ば燬棄に遭ひ、皇考の收藏せし苗訓・馬韶の較録、諸天文の秘笈、皆紀す可き無し。(二十六)

と有るのも、「内府の圖書」についてであるし、次いで、

星辰律土の違錯良に多く、天に敬しみて民に勤むる所以に非ざるなり。

と述べるのも、一天子としての、寧ろ曆法に關わる所感であつて、何らかの實體驗に基づく天文（占）觀ではあるまい。高宗御製序に於いて注目すべきは、これらの文言に次いで述べられる高宗と李季との關係である。

河間府の進士李季、朕往に京邸に在りしとき即ち其の人を識る。南都建國の初めに迫り、千里を遠しとせず、

其の著す所の書を抱へ來り獻ぜり。應に天行は朕に在り。試みに以て推驗するに、其の言微の中、事機に裨する有り。

と有れば、高宗と李季とは南遷前に面識が有つたこととなる。これが一面識程度の浅い關係ではないことは、後文

に、

特に李季に命じ集むる所の古人の占驗諸書を將つて、諸史冊に推せしめ、以て其の事を實とするは、楊惟徳進むる所の『乾象新書』の例の如し。

と見え、『乾象通鑑』の編纂が高宗の下令に起因することが記されていることから、兩者の間にそれが實現されるだけの關係性が築かれていたと認め得るからである。

但し、この下令のことは李季の上疏には全く見られず、恐らくは藩王時代の氣輕な口約束の類だったのかもしれない。^(二十七)しかしながら、ここに『乾象新書』の名を擧げることが、少なくとも御製序を記す段階には、高宗に、この

『乾象通鑑』編纂の下令を、「慶曆の治」と稱えられる北宋文治政治の基盤を築いた仁宗が、嘗て景祐年間に楊惟徳等へ勅を下して『乾象新書』を編纂せしめた故事に倣おうとする意圖が有ったとも考えられる。

しかし、仁宗が司天監春官正の楊惟徳に下令したのに比べ、藩王時代の高宗が一免解進士の李季に下令するのは、身分上の大きな差異よりも、なおも宋代に行われた天文學私習の禁が大きな問題となる。^(二十八)これについては高宗御製序にも、

夫れ天文の學、往者^{さき}に曾て私習の禁有り。朕以爲く私習なる者は特だ圖讖のみと。夫れ圖讖の術、乃ち公孫卿・五利の流、之を以て人主を愚惑す。故に國に顯禁有り。天文災變に至りては、其の事は史乘に具載し、其の書は古今帝王の鑒と爲る。又安んぞ特として禁ず可けんや。朕は惟れ、天象昭かに垂れ、夙夜滋に懼る。惟だ恐る、修省に克へず、以て上帝の明威を承くるを。又安んぞ敢へて虛文を崇し、以て災變を塞がん。

と釋明が記されている。但し、この「私習の禁」に關する解釋は、その後「私習の禁」の對象が「圖讖のみ」で

ある旨を告知した詔勅が下された形跡も無く、恐らくは自らの下命と、李季の『乾象通鑑』の編纂とを追認するためのその場しのぎと見なすべきであろうか。

ともあれ、李季に『乾象通鑑』の撰著の有ることは、早ければ建炎元年六月の時點で高宗に知られていたこととなるが、その後三年間、音沙汰も無く看過されていた。それが建炎四年六月癸酉の婺州への下命に因つて再び奏上されることになるのである。御製序を記してからも二年弱、ここに至つて在野の一進士の撰著を、一詔を下してまで奏上させたのは、その間に行われた太史局の闕書の報告と、高宗個人の「應天の實」を思い知つた體驗とが、一天子の責務として、太史局に何らかの天文占書を與えねばならぬとの意圖を築き上げていたためと考えられよう。また、その書たる『乾象通鑑』が、私習の禁を無視して撰述させたものであれば、それは殆ど私撰に等しく、一免解進士が上疏した私撰の天文占書を太史局に與えることは、流石に憚れたものではあるまいか。

建炎四年六月の下詔は、第一に、南遷以來の太史局の状況と高宗個人の體驗に因る一天子としての動機を、第二には、一詔を以て紙札を給與してまで「謄寫」させて奏上させるといふ段階を踏むことで、一免解進士私撰の天文書に天子の御意を付與せんとする迷惑を原因として行われたものであろう。『乾象通鑑』が有司づてにはなく、「御前に『乾象通鑑』一百卷を降され」とあるのも、その御意を示さんがための行爲であり、「太史局に付し、命じて經に依り訛舛を改正せしむ」のも、その御意に即した上で、該書の是非を判斷せしめんとしたことである。

それに對し、「天文官吳師彦等頗る其の訛謬を擿あはく」と有るのは、太史局官員の面目躍如たる所ではあるが、『宋會要輯稿』に據れば、吳師彦等は十箇條の訛謬を擧げた後に、「其餘は即ち本局見行の『乾象占書』と主る所の災禍頗る同じく、定むる所は是れ實ならん。」と、誤謬が有るには有るが、大部分は行在太史局に藏される『乾象

占書」と同じであるため、偽書などではなく、實用に足ると結論し、追って紹興元年三月十八日、詔が下され、「乾象通鑑」が行在太史局に於いて「經書」と「參用」されるに至るのである。

結語

南遷登極直後の高宗朝に於いて、北地恢復が國是であることは固より、それ以前に國家運営の護持が求められたことは、論ずるまでもあるまい。高宗建炎元年五月六日の詔に據れば、高宗登極のわずか五日後には、行在に太史局及び翰林天文局が存在し、一應の機能はしていたことが知れる。しかし、行在の官員と闕書に起因する機能不備は、それら天文官に於いても深刻であり、建炎三年には天文書・曆書に對する求書の詔が下されるが、この闕書に關する太史局の報告と求書の詔は、高宗朝に於いて比較的早期のものであった。これらの事實は、北地を失うという國家存亡の事態に直面し、天文占が重視されていた、乃至は、決して輕んじられてはいなかった實情を示すものであろう。また、高宗が「應天の實」を思い知る個人的經驗を、建炎三年以降に重ねていたことも、第一節に觸れた。

本稿の主題である『乾象通鑑』は、第二節に示したように、建炎元年六月、つまりは高宗登極の翌月には上疏されていたが、それが太史局に於いて「經書」と「參用」されるに至るには、紹興元年三月の「參用」の詔勅を待たねばならなかった。

こうした『乾象通鑑』上疏とその「參用」に至るまでの時間間隔は、前述した高宗朝に於ける天文占の重視と、

太史局に於ける闕書の實狀に加えて、高宗個人の經驗とが積み重なる時間経過によるものであり、尚且つ、一免解進士私撰の書を太史局に與えるに際して、そこに御意を付與するために、建炎四年の『乾象通鑑』上書の詔勅が差し挾まれた結果でもあろう。

かくして『乾象通鑑』は太史局「參用」の書となるが、それに際して天文官吳師彥等が述べた「本局見行の『乾象占書』とはまた如何なる書物であるか、また『乾象通鑑』とこの書の間が存在する、吳師彥等の擧げる十箇條の訛謬といったテキスト上の差異は何に起因して生まれるのか、これらの問題に關しては、また別稿によって論じたい。

(一)拙稿「北宋楊惟德等撰『景祐乾象新書』諸本管見」(『東洋研究』一九三號、二〇一四年十一月)を參照。

(二)『宋會要輯稿』職官、職官一八、太史局

高宗建炎元年五月六日、詔、「今後如有太陽・太陰・五星躔度凌犯、或非泛星雲氣候等、所主休咎災福、令太史局・翰林天文局依經書實具聞奏。如敢隱蔽、當從軍法。」

※職官三一、司天監、「聞奏」を「奏聞」に作る。又、職官三六、翰林院、天文院に略文が見える。

(三)『宋會要輯稿』職官、職官一八、太史局

二年二月二日、詔天文局・太史局、「自今後、除奏報御前外、並不許報諸處。」

※職官三一、司天監、同文。

(四)『玉海』卷三

太宗雅熙中、詔、「司天監占候依經具吉凶、隱情不言、必劾以舉。」

(五)『宋會要輯稿』職官、職官三二、司天監

熙寧三年十二月、詔、「司天監每有占候、須依經具吉凶以聞。如隱情不言善惡、有人駁難、蒙昧朝廷、判監已下竝劾罪以聞。」

※職官一八、太史局、「劾」を「刻」に作る。

(六)『宋會要輯稿』職官、職官三一、司天監

靖康元年七月十七日、詔太史局、「自今後、應語處勾喚、并取索事于天文文字等、先具奏聞、聽旨前去。」

閏十一月二十一日、詔、「天文局・翰林天文官係屬、應奉御前天文休咎之人、竝不許諸官司踏逐、指名抽差。雖被到不拘常制・特旨等許差指揮、竝不發遣。太史局同。」

※職官一八、太史局、「文」一字無し。

(七)『宋史』卷二十三、欽宗本紀を参照。

(八)『宋會要輯稿』職官、職官三一、司天監

六月二十六日、詔、「翰林天文局瞻望學生、見闕頗多。可於太史局等處逐急指名抽差、補填見闕。到局依條合得例物、令行在左藏庫等處限一日支給。所有逐局已取棄闕、仰太史局卻於額外人內踏逐補填、候回鑿日依舊試補。」

※職官一八、太史局、「瞻」の上に「太史局」の三字有り。疑衍。又、職官三六、翰林院、天文院にも多少略された文が見られる。

(九)『夢溪筆談』卷八、象數二

國朝置天文院於禁中、設漏刻・觀天臺・銅渾儀、皆如司天監、與司天監互相檢察。每夜、天文院具有無謫見雲物祲祥、及晝夜星次、須令於皇城門未發前到禁中。門發後、司天占狀方到、以兩司奏狀對勘、以防虛僞。

なお、宋の翰林天文局がいつから置かれているのかは定かではないが、『宋史』卷七十、律曆志三に、太宗の端拱中の「翰林天文鄭昭晏」の名が見え、又、同卷四百六十一、方技傳上に、苗訓が太祖受禪の後に「翰林天文」へ拔擢されたことが見え、ほぼ建國と同時に「翰林天文」と稱される官員が存在したことは窺い知れる。但し、「天文局」なる一部署が翰林院に設けられていたかは未詳。なお、同方技傳上に、趙修己が後漢の「翰林天文」となったことが見え、又、『資治通鑑』卷二百七十九には、後唐の清泰二年六月の條に、「翰林天文趙延文」の名が見え、或いはその淵源は李唐にまで遡り得る可能性も有る。

(十)『宋會要輯稿』職官、職官三六、翰林院、天文院

四月十三日、詔翰林天文局、併歸太史局。

※職官一八、太史局・職官三一、司天監、同文。

(十一)なお、二年後の紹興元年七月八日に、「依舊置翰林天文局」との詔勅が下りている。但し、舊制に「司辰・太史學生」は計「二十四人」と定められていたが、「十八人」に削減されている。『宋會要輯稿』職官、職官三六、翰林院、天文院、紹興元年七月八日の詔を參照（なお『玉海』卷三に「二年七月壬寅、復置翰林天文局。」と有るが、二年七月は己未朔のため、壬寅の日は無く、『輯稿』に載す文の方が正しいと思われる。）。

(十二)『宋會要輯稿』職官、職官一八、太史局

五月十四日、詔太史局天文官吳師顔・郭中泰・呂璩、「自今後、許將帶學生內中止宿、祇備宣問天象。」

※職官三一、司天監、同文。

(十三)『宋會要輯稿』職官、職官一八、太史局

三年三月二日、詔、「『紀元曆經』等文字、如人戶收到并習學之家、特與放罪、赴行在太史局送納。當議優與推恩。」行在太史局言、

「合要『紀元曆經本立成』二冊、『宣明曆經本立成』二冊、『崇天曆經本立成』二冊、『大衍曆經本立成』二冊、『大宋天文書』并目錄一十六冊、『景祐乾象占』三十冊、『乙巳占』一十冊、『乙巳略例』一十二冊、『古今通占』三十冊・圖一本、『六壬通甲太乙』一十三冊、『天文總論』一十二冊、『握掌占』一十冊、『風角集』二冊、『地里新書』一十冊、『四季萬年曆』四冊、編造下來年庚戌歲頒賜兵民『庶曆本草降』六冊、『運氣纂』一冊、『洪範政鑿』一十三冊、『祥累』三冊。」故有是命。

※「詔」原作「紹」。職官三二、司天監作「詔」。據改。「紀」原作「記」。職官三二、司天監作「紀」。『宋史』卷二百七、藝文志六有「紀元曆經」。據改。「圖一本」原作「圖本」。職官三二、司天監作「圖一本」。據補。「乙」職官三一、司天監作「一」。

(十四)右注の建炎三年三月二日の詔に付随する太史局の上言に見られる、『大宋天文書』は『玉海』等にも見える北宋期に編纂された天文占書であり、『乙巳占』・『乙巳略例』・『天文總論』は、『景祐乾象新書』に多見する天文占書。『古今通占』も『乾象通鑑』にその占辭が多く引かれる。『景祐乾象占』は、恐らくは『景祐乾象新書』か、その類似書と考えられるが、本稿結語に觸れる「本局見行の『乾象占書』」との関連性も含めて待考としたい。高宗建炎元年五月六日の詔ばかりでなく、太宗雍熙中の詔・神宗熙寧三年十二月の詔にも見える「經」とは、いわゆる「五經」「九經」の類ではなく、司天監や太史局に於いて天文占を行う際に依據すべき、これらの天文占書を指すものであろう。

(十五)南宋初期の求書については、『宋會要輯稿』崇儒、崇儒四、求書に詳しい。又、研究書としては、方建新氏著『南宋藏書史』(人民出版社、二〇一三年四月。)に詳細な調査が行われており、大いに参考となった。

(十六)『建炎以來繫年要錄』卷二十七

(閏八月)壬寅、上幸浙西。初太白犯前星、次暹明堂纔一舍。上心甚懼。至是稍北、復歸黃道。上語宰執曰、「天之愛君、猶父之於子。見其過、告戒之、及懼而改、則益愛之。」王綯曰、「今夜必益遠。」既而果然。

なお『玉海』卷三に、

建炎三年閏八月二十六日、上曰、「近者、太白先犯前星、次逼明堂、相距只一舍半。朕甚懼之。大抵災異譴告、乃天心之愛人君。謂之天子如父子也。父之告戒、乃所以愛其子。父之於子、見其過失、則告戒之。及其恐懼悛改、則益愛也。」及次日、觀太白、則已順行徑過矣。

と有る。

(十七)『玉海』卷三

(建炎) 四年五月十二日、謂輔臣曰、「有白氣起紫微。因誦晉天文志、占驗之狀、當思應天之實。」

(十八)『宋史』卷二十六、高宗本紀三

(建炎四年五月) 壬子、金人焚建康府、執李稅、陳邦光而去。淮南宣撫司統制岳飛邀擊于靜安鎮、敗之。是夜、紫微垣内有赤雲五天、白氣貫其中。

『宋史』卷六十、天文志十三

四年五月壬子、赤雲亘天中、有白氣十餘道貫之如練。起於紫微、犯北斗及文昌、由東南而散。

(十九)本文中、行論の都合上必要な箇所のみ引くが、以下に全文を載せ、引用箇所には傍線を付しておく。「建炎以來繫年要錄」卷三十三

(五月壬子) 夜、有赤雲亘天、其中白氣貫之、犯北斗及紫微、由東南而散。殿中侍御史沈與求言、「此天愛陛下、出變以示警也。願陛下隨宜措置、略修宗廟陵寢之祀、多遣親信之臣、迎護柔德、帝姬還宮、及取越王之子使奉朝請擇謹畏儒臣教之。又天子所在謂之朝廷。今號令出於四方者多矣、盡假便宜即同聖旨。然其大者慶州一朝廷、秦州一朝廷、號令之極至爲詔矣。願條約便宜事件、度其緩急、特罷行之申節張浚等止降指揮、勿爲詔令防守者國家之大計也。願採酌羣臣之議、擇其便利、斷自聖心、汲汲行之。論相者、

天子之職也。願以所屬意之臣、親御宸翰、禱於天地、占而用之。仍舉行開寶故事、使參知政事得與宰相輪日知印。」

(二十)本文中、行論の都合上必要な箇所のみ引くが、以下に全文を載せ、引用箇所には傍線を付しておく。『宋元舊本書經眼録』卷第三、乾象通鑑一百卷、所引「李季進乾象通鑑疏」

臣季言、天垂象以示吉凶、聖人觀天文以察時變、其來尚矣。雖示現不常、所遇有數。然有吉可致、其凶可禳。修德修刑、經史所載、有已試之驗、歷代宗之、設官分職、厥有攸司。秦漢之後、散于亂權、書既不備、法亦罕傳。間有異人研書奧學、前知禍福、自爲避就、世旣禁而不習、書亦秘而不示。行於司天者止在繩墨之中、而不能推其妙。藏于冊府者雖隱深微之旨、而未嘗見于習。學不全、法不盡、將訪吉凶禍福、是猶索塗于瞽而問樂于聵、或幸得之、一二而止耳。臣書生也、早遇異人、密傳奧旨、研精窮思二十餘年、方禁網嚴切、不敢示人。而天象時變、臣已逆知於十五年前矣。嘗以微言咨於故丞相李邦彥、前北師王安中、初不以爲然。中略推其驗、後大信之、而事已不及矣。臣謂、此術微妙、人不能知、知於已然、事實無濟。於是據經籍諸家之善、考古備已驗之變、復以「景祐新書」海上秘法參列而次第之、著爲成書凡一百卷、目之曰「乾象通鑑」。開映對目、而天之所示、時之所變、無一不在、將不勞推測、而吉凶禍福之兆、昭然可觀。然後、修德于己、禳變于天、可以保世祚、安邦家、守太平、實有補于聖朝。臣是以不遠千里、冒犬豕鋒鏑之死、前赴行在而獻之。畝畝之中、適際陛下龍飛、恭默思治、復令推之史冊、將鑒往以知來、於萬機之餘、特賜睿覽、凡見上象、宜審閱之、以圖修禳之方、避就之地。臣老歸山林、雖屏跡不出、將復見太平之日矣。不勝幸甚。建炎元年六月、臣季、昧死謹進。

なお「全宋文」は、清の廣雅書局の抄本を底本を用いて題を「乾象通鑑序」に作り、字句が些か異なるとともに、文末の「建炎元年六月」の六字無く、「謹進」を「謹序」に作る。また、「續修四庫全書」所收北京圖書館所藏明抄本「乾象通鑑」も「全宋文」に同じ。

(二十一)『宋元舊本書經眼録』卷第三、乾象通鑑一百卷、所引孫星衍跋

此書次序體例、按之玉海所載「景祐乾象新書」御製序、大概相同。『乾象新書』爲楊維德等所撰。李季蓋增損以爲己書。

(二十二)『玉海』卷三

紹興乾象通鑑。紹興元年三月十八日、詔、「乾象通鑑」與舊書參用。先是、御前降「乾象通鑑」一百卷、付太史局、命依經改正訛舛。

『繫年錄』、「初、河間府進士李季、集天文諸書、號『乾象通鑑』。建炎四年六月癸酉、命蔡州給札上之、紹興元年三月甲寅、詔、與舊書參用。天文官吳師彥等頗撻其訛謬。」

(二十三)『建炎以來繫年要錄』卷四十三、紹興元年三月甲寅の條

初、河間府免解進士李季、集天文諸書、號『乾象通鑑』。季寓居蔡州、貧不能達、乃命本州給札上之。既而天文官吳師彥等頗摘其訛謬。詔與舊書參用、遂以季爲將仕郎。(以去年六月癸酉、得旨給札今併書之。)

(二十四)『宋會要輯稿』崇儒、崇儒五、獻書升秩、中興會要

高宗建炎四年六月二日、詔、「令蔡州、於進士李季處、取索所獻編次傳習異書。選見任官一員、官給紙劄謄寫。卽令所委官、同李季點對、申送前來。內、李季日給食錢一貫。」

(二十五)こうした『乾象通鑑』李季上疏・高宗御製序と、「建炎以來繫年要錄」『中興會要』との間に見られる矛盾を最も簡便に解消するのは、李季上疏・高宗御製序を僞作と断定する、若しくはその「建炎某年云々」の箇所を後世の竄入と見なすことであるが、目下それ

を證明し得るだけの根拠もないため、本稿では敢えて推斷をなしている。

(二十六)本文中、行論の都合上必要な箇所のみ引くが、以下に全文を載せ、引用箇所には傍線を付しておく。『宋元舊本書經眼録』卷第三、乾象通鑑一百卷、所引「高宗御製序」

夫鑑者鑒也。不知今者鑒于古、昧于古者鑒于今。朕自藩邸龍潛、卽遭捲越、泊于濟州舉兵南下。所有內府圖書半遭燬棄、皇考收藏

苗訓・馬韶較錄、諸天文秘笈、皆無可紀。星辰律土違錯良多、非所以敬天而勤民也。河間府進士李季、朕往在京邸卽識其人。迨乎南都建國之初、不遠千里、抱其所著之書來獻。應天行在朕。試以推驗、其言微中、有裨事機。夫天文之學、往者曾有私習之禁。朕以爲私習者特圖譏耳。夫圖讖之術、乃公孫卿・五利之流、以之愚惑人主。故國有顯禁。至天文災變、其事具載史乘、其書爲古今帝王之鑒。又安可特而禁乎。朕惟、天象昭垂、夙夜滋懼。惟恐、弗克修省、以承上帝明威。又安敢崇虛文、以塞災變。特命李季將所集古人占驗諸書、推諸史冊、以實其事、如楊惟德所進「乾象新書」之例。萬機之暇、躬親垂覽、雖未能感召休和、亦可以因變知戒。殷鑒不遠、後事之師。特爲序之、以垂奕穰。建炎二年歲次戊申八月序。

なお「全宋文」も「宋元舊本書經眼録」を底本に用いる。

(二十七)なお、「續修四庫全書」所收北京圖書館所藏明抄本「乾象通鑑」各卷頭に「河間府免解進士臣李季奉聖旨編」と見える。

(二十八)宋初、太宗の太平興國二年十月丙子に天文学の私習と、天文書の私藏が禁じられたことは、注(一)所掲の前稿を参照されたい。

(二十九)「宋會要輯稿」職官、職官一八、太史局

紹興元年三月十八日、詔。「乾象通鑑」與舊書參用。差訛竝依經改正。」太史局言、「入内侍省東頭供奉官・幹辦御藥院邵諤付下天文官吳師顔等奏、「臣等承御前降到「乾象通鑑」一百卷、謹校勘到差訛去處、略舉數事、開具下項。……已上開具外、其餘即與本局見行「乾象占書」所主災禍頗同、所定是實。」故有是命。

※「與」原作「興」。職官三一、司天監作「與」。據改。職官三一、司天監「入」の上に「準」字有り。「藥」原作「樂」。職官三一、司天監作「藥」據改。「禍」職官三一、司天監作「福」。